山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 前編業務の背景及び目的

(1) 背 景

山形市立病院済生館(以下「当院」という。)は、これまで地域医療の中核を担う医療機関としての役割を果たしてきたが、近年は施設の狭隘化や老朽化が課題となっており、施設機能の抜本的改善や将来の医療提供体制への対応のため、「山形市立病院済生館新病院整備事業(以下「本事業」という。)」として、現病院の敷地内での建替えを実施することとしている。また、事業にあたっては、山形市中心市街地グランドデザインが掲げる「歩くほど幸せになるまち」の実現に向け、隣接する旧大沼デパートを含む再開発エリアと調和を図りながら整備を進めることを目指している。

本事業の推進にあたり、令和4年3月に「山形市立病院済生館 新病院整備基本構想」、 令和6年3月には「山形市立病院済生館 新病院整備基本計画」(以下「基本計画」とい う。)を策定し、次の段階である基本設計の実施に向けて必要な機能・面積等の整理を 行ってきた。

しかしながら、近年、人件費や光熱費・材料費の高騰等による病院経営の収支悪化、 建設費の高騰による病院整備事業の中断等、全国的に病院を取り巻く状況に急激な変化 が生じており、本事業の確実な進捗を図る上でも事業内容及び事業費の精査、確実な財 源の確保が必要となっている。

(2) 前編業務の位置付けと目的

- ・上記の状況を踏まえ、本事業の実現可能性を高めるため、基本設計を2段階に分割して実施することとした。第1段階である「山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編(以下「前編業務」という。)」では、基本計画に定める当院の基本方針や機能・役割等、医療機能の基本的な考えを踏まえながら、多角的な視点からのコスト縮減策により重点を置いた整備内容の検討業務を実施する。第2段階である「山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 後編(以下「後編業務」という。)」では、前編業務の内容をもとに、設計図書の作成等、より詳細な設計作業の実施を予定している。
- ・大幅な事業費の削減を図りながら、より質の高い病院建築を行うためには、病院整備 についての豊富な知識と経験、高度な企画・調整能力及び技術力を有する設計事業者を 選定することが必要となる。

厳しい社会情勢のなかで、山形市が掲げる「健康医療先進都市」の確立や「歩くほど幸せになるまち」の実現に大きく寄与する本事業を確実に実施するため、設計事業者のこれまでの豊富な経験やノウハウが十分に発揮された、柔軟かつ大胆な発想による優れた提案を期待する。

2 概 要

(1) 業務名

山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編

(2) 委託内容

別添「山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編 特記仕様書 (以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

176,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 本公募型プロポーザルの留意事項

1記載の背景及び目的により、基本設計を2段階に分割したが、基本設計業務の全体イメージを踏まえる必要があるため、本公募型プロポーザルでは、前編業務に関する提案に加え、後編業務に関する提案も審査対象として求め、総合的に審査・評価を行う。そのため、前編業務だけでなく、後編業務を通して基本設計完了まで、一貫して関わることのできる事業者の参加を期待する。

ただし、前編業務の受託者となった場合においても、後編業務の契約を約束するものではない。

3 参加資格要件等

(1) 参加主体

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(2) 単独の法人で参加の場合

単独の法人で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ア 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札 参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ウ 本市の指名停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- オ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく 精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定 に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 山形市暴力団排除条例 (平成23年市条例第25号) 第2条に規定する暴力団、暴力 団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ク税の滞納がないこと。
- ケ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規程による一級建築士事務所の

登録を受けていること。

コ 過去15年間(業務完了日が平成22年4月1日以降。以下同じ。)に、建設後の一般病床の許可病床数(当該許可が未了の場合は基本計画等に記載された予定病床数。以下同じ。)が400床以上である免震構造の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)について、新築又は全面改築に係る設計業務(基本設計業務又は実施設計業務をいう。以下同じ。)を元請けとして受託し、履行完遂した実績を有すること。なお、当該実績は当該法人に係る本店及び支店・営業所等、営業活動を行う全ての拠点におけるものと取り扱って差し支えない。

(3) 共同企業体で参加の場合

共同企業体で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ア 共同企業体を構成する事業者(以下「構成員」という。)の全員が(2)-ア〜クの要件 を満たすものとする。
- イ 共同企業体は、自主結成によるものであること。また、共同企業体の代表者となる構成員(以下「代表企業」という。)の出資比率は過半であること。
- ウ 代表企業が山形市病院事業管理者(以下「管理者」という。)との契約等諸手続きを 行い、業務遂行の責を負うこと。
- エ 代表企業は、(2)-ケ及びコの要件を満たしていること。
- オ 構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。

(4) 業務実施上の要件

ア業務の実施体制

- (7) 管理技術者(前編業務の管理及び統括等を行う者とする。以下同じ。)1名及び総合 (意匠)・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における主任技術者(管理技術者 の下で各分野における担当技術者を総括し、委託者との窓口業務を担当する者とす る。以下同じ。)をそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものと する。
- (4) 共同企業体においては、管理技術者及び総合(意匠)主任技術者は、代表企業から選任すること。
- (ウ) 構造・電気設備・機械設備の各主任技術者については、共同企業体における代表企業以外の構成員(以下「その他構成員」という。)又は本公募型プロポーザルに参加申込を行おうとする者があらかじめ定める協力企業(以下「協力企業」という。)から選任することを妨げない。その場合、当該その他構成員又は協力企業は、(2)-ア~ケの要件を全て満たしていること。

イ 管理技術者及び主任技術者に係る要件

- (デ) 参加申込期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (4) 管理技術者及び総合(意匠)主任技術者にあっては、一級建築士であって、現在の所属企業等において、病院の設計業務を行った実績を有すること。(管理技術者については、管理技術者又は総合(意匠)主任技術者若しくはこれに類する立場としての実績に限る。)
- (ウ) 構造主任技術者にあっては、一級建築士又は構造設計一級建築士であること。
- (エ) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者にあっては、建築設備士、技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者をいう。)、一級建築士又は設備設計一

級建築士であること。

(5) その他

ア 同一の事業者が、単独の法人、構成員又は協力企業として重複して参加することはできない。

イ 本市に本店を有する者が、構成員又は協力企業として参加できるよう配慮を求める。

4 スケジュール

内容	日時	
① 公募開始及び資料等の公表	令和7年10月8日(水)	
② ①に関する質問·資料提供依頼の受 付期限	令和7年10月16日(木)	
③ 質問に対する回答・資料提供	令和7年10月23日(木)	
④ 参加申込受付期限	令和7年10月30日(木)	
⑤ 参加要件適格確認結果の通知及び 企画提案書提出要請	令和7年11月6日(木)	
⑥ ⑤に関する質問の受付期限	令和7年11月13日(木)	
⑦ 質問に対する回答	令和7年11月20日(木)	
⑧ 企画提案書等の提出期限	令和7年12月23日(火)	
⑨ (書類審査の実施)	(令和8年1月中旬)	
⑩ 書類審査結果・プレゼンテーション審査に関する通知	令和8年1月29日(木)	
⑪ プレゼンテーション審査	令和8年2月9日(月)	
② 審査結果通知	令和8年2月中旬	

5 応募手続き

(1) 応募書類の配布

公表の日から令和7年10月16日(木)までの間に、山形市立病院済生館公式ホームページ(https://www.saiseikan.jp/0utline/renewal 以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

(2) 資料の提供

資料を希望する場合は、3-(2)-イの要件に該当する事業者のうち、建築士事務所として名簿登載されている者に対して、下記の資料について電子データにて提供する。希望する場合は、令和7年10月16日(木)までの間に、資料提供申請書(別記様式第1号)を提出すること。

なお、提供するデータは前編業務検討及び企画提案の目的のみに使用し、終了後は速やかに破棄すること。

【提供資料】

(CAD 形式)

現病院各階平面図(.dxf)、現況測量(令和7年3月実施)の成果図面(.sfc) (PDF 形式)

上記を含む敷地内建物等の配置図、各階平面図、断面図、立面図、詳細断面図、現況測量成果図面、現病院建設時の地盤調査報告書(昭和63年2月実施)、新病院の大項目レベルでの部門別面積(現段階において検討中のもの)等

6 実施要領及び仕様書等に関する質問

実施要領及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び 他の参加申込者に関する質問その他本公募型プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受 け付けない。

(1) 受付期間

令和7年10月8日(水)~令和7年10月16日(木)午後5時(必着)

(2) 質問方法

質問書(別記様式第2号)により電子メールで質問すること。

電子メールの件名は「【プロポーザル質問】山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編」とし、当該電子メールが受信されているかについて必ず電話で事務局に確認すること。

- (3) 提出先 事務局(14を参照)
- (4) 回答方法

ア 回答日時 令和7年10月23日(木)

イ 回答方法 ホームページに質問及び回答を掲載する。

7 参加申込及び参加資格要件の適格性の確認

- (1) 申込期限 令和7年10月30日(木)(必着)
- (2) 申込方法 提出書類を郵送 (簡易書留)
- (3) 提出書類

	書類名称 様式及び添付書類		
ア	参加申込書	(別記様式第3号)	
イ	共同企業体結成表明書	(別記様式第4-1号) 共同で参加する!	
	共同企業体協定書	(別記様式第4-2号) 場合のみ提出	
	協定書に基づく業務額について※	※企画提案時に提出すること(7ページ参照)	
ウ		(別記様式第5号)	
	会社概要書	法人登記簿謄本、財務諸表(直近決算時の賃借対	
		照表及び損益計算書) 及び組織図を添付すること。	
工		(別記様式第6-1号)	
	業務実績書 (参加申込用)	・実施要領3-(2)-コの業務について記載し、業務	
		の完了が確認できる資料のほか、当該実績が実施	
		要領に規定する要件を満たすことが確認できる資	
		料(契約書の写し等)を参考資料として添付する	

		こと。	
		・参加資格要件が確認できる実績1件又は2件に	
		ついてのみの記載でも可とする。	
才	誓約書	(別記様式第7号)	
カ	秘密保持誓約書	(別記様式第8号)	
		・国税及び地方税の滞納がないことを確認できる	
		もの、かつ申込時点で発行日から3か月以内のも	
キ	納税証明書	のを提出すること。(写し可)	
+	(令和6年度分)	・複数の事業所を有する場合の地方税について	
		は、前編業務を主に担当する事業所が所属する地	
		方公共団体のものを提出すること。	
	業務実施体制・配置予定者調書	(別記様式第9-1号)	
		・業務の実施体制等について、簡易な組織図及び担	
		当技術者の実績・資格等を記載すること。	
ク	配置予定者調書(管理技術者及	(別記様式第9-2号)	
	び各主任技術者)	・管理技術者及び各主任技術者については、配置	
		予定者調書(別記様式第9-2号)に詳細を記載	
		すること。	

- ※ 構成員及び構造・電気設備・機械設備の主任技術者が所属する協力企業は、ウ・オ・カ・ キの書類を事業者ごとに提出すること。
 - (4) 提出部数 各1部
 - (5) 提出先 事務局(14を参照)
 - (6) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和7年11月6日(木) までに当該参加申込者にその結果を通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本公募型プロポーザルへの参加を認めない。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書提出要請の実施

確認の結果、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)には、その 結果を通知するのに併せ、企画提案書類の提出要請を行う。

(2) 提案書類

提出書類は次のとおりとする。

	名称	様式及び添付書類等		
ア	企画提案提出書	(別記様式第10号)		
	業務実施体制・配置予定者調書	(別記様式第9-1号)		
,	配置予定者調書(管理技術者及	(別記様式第9-2号)		
1	び各主任技術者)	※ 参加申込時に提出したものに同じ。改めて		
		提出すること。		
		・ (別記様式第11-1号)		
		「業務の進め方」(A4版1枚以内にまとめること。)		
		について、記載事項に留意しながら、前編業務の		
		進め方を提案すること。		
ゥ	企画提案書	・(別記様式第11-2号)		
	正 四 灰 木 目	「提案テーマ」(全てのテーマを合わせてA3版3枚		
		程度にまとめること。)の提案課題項目(提案テー		
		マ1~5)の全てについて、どの課題に対する提案		
		か判別できるように、それぞれ冒頭に「テーマ1」等		
		の見出しをつけて作成すること。		
	地域貢献に関する提案書	(別記様式第12—1号)前編業務分		
エ		(別記様式第12—2号)後編業務分		
		・「地域貢献」について、地元企業の活用方法及び		
		経済効果について数値化して提案すること。		
		(別記様式第6-2号)		
	業務実績書(企画提案用)	・実施要領3-(2)-コの業務に係る実績ついては、		
		様式第6-1号に記載したものの再掲を含め全て		
		記載すること。		
		・過去15年以内における再開発事業等のまちづく		
		りと一体で又は連携して病院又は大規模な公的		
		施設を整備した事例に係る設計業務について、本		
才		事業と類似性の高いと考えるものから代表的なも		
		のを3件まで記載すること。		
		・上記の全ての業務に係る参考資料(7-(3)-エ		
		と同様)、及びまちづくりと一体で又は連携して実		
		施した事例については事業内容のわかる資料(行		
		政の計画、事業パンフレット等。写し可)を添付す		
		ること。なお、いずれについても提出は1部のみで		
	Library and a superior	可(副本分は不要)とする。		
カ	協定書に基づく業務額について	(様式第13号)		
キ	経費見積書	(様式第14-1号)		

	(前編業務分)	・消費税及び地方消費税相当額を含む金額で提
		出すること。
		・積算根拠を示す資料(任意様式)を添付するこ
		と。
		(様式第15号)
	参考提案書	後編業務を実施する場合の「実施体制」「業務の
		進め方」(A4版2枚以内にまとめること。)につい
		て記載すること。
		・「実施体制」については、前編業務からの変更の
ク		有無及び変更がある場合にはその概略がわかる
		ように記載すること。(氏名等詳細は記載不要)
		・「業務の進め方」については、旧大沼側の街区と
		のまちづくりの検討、利用者・職員・地域住民等の
		関係者から意見の集約及び反映等、後編業務全
		般の進め方について提案すること。
	経費見積書 (後編業務分)	(様式第14-2号)
		・後編業務について、参加資格者が受託する場合
		の金額を記載すること。
ケ		・消費税及び地方消費税相当額を含む金額で提
		出すること。
		・積算根拠を示す資料(任意様式)を添付するこ
		と。

(3) 作成にあたっての留意事項

- ア 企画提案書は別添の様式により提出すること。
- イ 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。
 - ※ 写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10ポイント未満でも可と するが、読みやすい大きさであること。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- エ 視覚的表現は文章を補完するために、必要最小限な範囲において認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- オ 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)を使用してはならない。
- カ 提出書類イ、ウ及びクは、審査の際に資料として使用するので、参加者を特定することができる記載(商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等) を一切してはならない。
- (4) 提出期限 令和7年12月23日(火)(必着)
- (5) 提出方法 郵送 (簡易書留)
- (6) 提出先 事務局(14を参照)
- (7) 提出部数

提出書類は以下の通り作成し、提出書類全てのデータを入れた電子媒体(CD-R等) 1枚とあわせて提出すること。また、書類にページ番号を付すこと。

用途	部数	綴じる書類	備考
正本	1 部	全9種 (ア〜ケ)	
事務局用副本	3部	全9種 (ア〜ケ)	
審査員用副本	11部	3種(イ、ウ及びク)	※参加者特定できる記載しない

(8) その他

- ア 提出期限を経過した後は、企画提案書の提出を受け付けない。
- イ 受理した提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。
- エ 提出書類について、本要領に示された条件に適合しない場合は、無効とする。
- オ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

9 企画提案書に対する質問

(1) 参加者から管理者への質問

提供した資料に関すること等、企画提案にあたっての質問は、次のとおり受け付ける。 ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他本公募型プロポーザルの審査に支 障が生ずる質問は受け付けない。

ア 受付期限

令和7年11月13日(木)午後5時(必着)

イ 質問方法

質問書(別記様式第2号)により電子メールで質問すること。

電子メールの件名は「【プロポーザル質問】山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編」とし、当該電子メールが受信されているかについて必ず電話で事務局に確認すること。

- ウ 提出先 事務局(14を参照)
- エ 回答方法
 - (7) 回答日時 令和7年11月20日(木)
 - (4) 回答方法 ホームページに質問及び回答を掲載する。

(2) 管理者から参加者への質問

企画提案書等の内容について、管理者が参加者に問い合わせをしたときは、当該問い合わせを受けた参加者は、速やかに管理者に回答するものとする。

10 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

前編業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編 公募型プロポーザル審査委

員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、 契約候補者を選定する。なお、審査委員は6名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及び それらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) 書類審査

参加者が5者以上の場合には、プレゼンテーション審査に参加できる者(4者)(以下「提案者」という。)の選考を目的とし、別表1「評価基準表」に基づき、審査委員による書類審査を実施する。参加者が4者以下の場合には、書類審査を実施せず、参加者全員を提案者とする。

書類審査の結果又は書類審査を実施しなかった旨は、令和8年1月29日(木)までに 全ての参加者に対して通知する。

(4) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係る プレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間等の詳細については、(3)で書類審査について通知するのに併せ、通知する。

イ 実施方法

- (ア) 参加することができる人数は4名以内(管理技術者及び総合主任技術者を含む。)とする。管理技術者及び総合主任技術者については、原則として出席することとし、説明及び応答についても管理技術者及び総合主任技術者を中心に行うこと。ただし、体調不良等により出席できなくなった場合においては代理の者による出席及び説明を妨げない。
- ※ (3)と併せて通知する「企画提案ヒアリング等出席報告書」により、事前に出席者を 報告すること。
- (4) 持ち時間は、20分以内(質疑応答の時間は除く)とする。
- (ウ) 審査の順番は、参加申込書の受付順(同日同時刻の場合、事業者名の五十音順)とする。
- (エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、画面投影を 行うための機器については、管理者が用意する。PC等の端末は提案者において用意 すること。接続はHDMIケーブルを使用する。
- (オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。
- (力) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表2「評価基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(6) 選定方法

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の優先交渉権者 として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点者として選定する。

- イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、下記①から③の優先順位により、優 先交渉権者を決定する。
 - ① 当該事業者間において高得点を付した委員の数が多い者
 - ② 審査委員長の評価点が最も高い者
 - ③ くじ引き
- ウ 2番目に合計得点が高い者が2者以上いるときの次点者の選定、及び(3)の書類審査 において4番目に合計得点が高い者が2者以上いるときの提案者の選考においても、 イと同様の取扱いにより決定する。
- エ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計 得点が最低基準点に満たない場合は、本公募型プロポーザルに係る契約の候補者としないものとする。
- オ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(7) 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、令和8年2月中旬頃まで全ての提案者に対して文書 により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはでき ない。

(8) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項をホームページに掲載する。電話、手 紙等による審査結果に関する問い合わせには、一切応じない。

- ア業務名
- イ 審査委員会の開催日
- ウ 提案事業者数
- エ 優先交渉権者(名称、所在地及び構成)
- 才 審査結果
- カ 次点者の有無

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が176,500,000円を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員等に対し、本公募型プロポーザルに係る業務に関して、直接間接 を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの

キ その他前編業務の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届 (別記様式第16号) を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、前編業務の実施に 当たり管理者が必要と認めるときは、提案者の同意を得た上で提案書類の全部又は一 部を無償で使用することができるものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標特権をいう。)その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利(以下「著作権等」という。)の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提 案者が負うものとする。
- (4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、管理者 が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び 計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本公募型プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (9) 情報公開
 - ア 提出書類は、山形市情報公開条例(平成9年市条例第39号)第6条の規定に基づく 公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者 の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定 する非公開情報(以下「非公開情報」という。)を除く。
 - イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書(任意 様式)により当該部分及び理由を申し出ることができる。
 - ウ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、 当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メールや郵送等の通信事故について、管理者はいかなる責任も負わない。

12 契約の締結

- (1) 契約の締結方法
 - ア 管理者と優先交渉権者との間で前編業務ついての協議を行い、仕様の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。
 - イ 次に掲げる事項については、優先交渉権者との協議後も、仕様等の内容を変更しないこととする。
 - (7) 委託契約約款第3条に規定する事項
 - (4) 仕様書2(3)に規定する事項のうち、成果物及び資料に係る権利の発注者への帰属並びに著作者人格権の不行使に関する事項
 - ウ 優先交渉権者との協議が不調となったと管理者が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点者と契約締結に向けて仕様の内容について協議を開始する ものとする。
- (2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとするが、別途定めるところにより委託料の10分の3以内の前払金の支払 を管理者に請求することができる。

13 その他

- (1) 前編業務の完了後、又は検討過程において、次の段階である後編業務への着手の条件が整い次第、後編業務の発注を想定している。
- (2) 前編業務の受託者(構成員を含む。以下同じ。)及びその協力企業は、管理者が別途発注予定の開院支援業務及びコンストラクション・マネジメント業務(名称の如何を問わず発注者の立場で設計者又は施工者との折衝を行う業務をいう。)を受託することはできない。
- (3) 前編業務の受託者及びその協力企業については、本事業に係る実施設計、工事、工事 監理等の業務の受託に係る制限は設けない。

14 事務局(提出先・問合せ先)

山形市立病院済生館 新病院整備準備室

〒990-8533 山形市七日町一丁目3番26号

TEL 023-664-2504 (直通) ※電話による問合せは平日午前9時~午後5時 FAX 023-642-5080

E-mail shinbyoin02@saiseikan.jp

(別表1)評価基準表 一次審査(書類審査)

審査主体	評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点		
前編業務に関	前編業務に関する事項					
事務局(機械的	企業の業務実績 ※共同企業体の場合は代表企業 における実績を評価する		過去 15 年以内における次の基本設計又は実施設計業務の元請けとしての実績 ① 一般病床 400 床以上である免震構造の病院 ② 再開発事業等のまちづくりと一体で又は連携して病院又は大規模な公的施設の整備を実施 したもの	10		
に採点)	地元経済への配慮		地元企業に関し、共同企業体の構成企業としての出資割合や、協力企業・下請け等の割合等に ついて評価する。	5		
	経費見積りに関する評価(前編業務)		(最も低い応募者の提案金額/当該応募者の提案金額)×配点 (5点)	5		
審査委員	業務の実施方針及び手法 (企画提案書の内容により、 総合判断)	前編業務の実施体制及び業務の進め方等	・前編業務への取組体制、配置する担当技術者の実績及び資格、設計チームの特徴等、応募者の体制について、総合的に評価する。 ・前編業務の進め方(特にコスト縮減)について、考え方や課題解決の方法、意見集約の方法、スケジュールや留意する点等を総合的に評価する。	10		
		提案テーマ ① 提案テーマ ② 提案テーマ ③ 提案テーマ ④ 提案テーマ ⑤	その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(高い知見を活かした創意工夫の ある提案がなされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のあ る提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	30 15 15 15 15 15		
		/]	計(前編業務に関する事項)	120		
<参考提案>後	編業務に関する事項					
事務局(機械的	地元経済への配慮		地元企業に関し、共同企業体の構成企業としての出資割合や、協力企業・下請け等の割合等に ついて評価する。	5		
に採点)	経費見積りに関する評価(後編業務)		(最も低い応募者の提案金額/当該応募者の提案金額)×配点(10点)	10		
審査委員	後編業務の実施体制及び業務の進め方等		・後編業務に向けた取組体制について、総合的に評価する。 ・旧大沼側の街区とのまちづくりの検討に係る対応の方針や進め方、事業関係者との十分な連絡・調整及び意見の集約・反映の手法、業務期間内に生じた変更事項等への対応等、後編業務全般の進め方について、総合的に評価する。	15		
	小計(後編業務に関する事項)					
合計 ※各審査委員の評価点の合計が満点の60%未満の場合においても、上位4者は二次審査に進むこととする				150		

[※]配点は審査委員1名当たりの点数を表す。

(別表2) 評価基準表 二次審査 (プレゼンテーション審査)

審査主体	評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
前編業務に関	する事項				
事務局 (機械的 に採点)	企業の業務実績 ※共同企業体の場合は代表企業 における実績を評価する		(一次審査の点数を引継)	10	
	地元経済への配慮		(一次審査の点数を引継)	5	
	経費見積りに関する評価(前編業務)		(最も低い提案者の提案金額/当該提案者の提案金額)×配点 (5点)	5	
審査委員	業務の実施方針及び手法 (企画提案書の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果により、総合判断する。) ※一次審査では企画提案書の書面のみにより審査するが、二次審査ではプレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、再度審査を行う	前編業務の実施体制及び業務の進め方等	・前編業務への取組体制、配置する担当技術者の実績及び資格、設計チームの特徴等に加え、 説明・質疑応答の的確性及びわかりやすさや業務に対する意欲等、提案者の体制等全般につい て、総合的に評価する。 ・前編業務の進め方(特にコスト縮減)について、考え方や課題解決の方法、意見集約の方法、 スケジュールや留意する点等を総合的に評価する。	10	
		提案テーマ ① 提案テーマ ② 提案テーマ ③ 提案テーマ ④ 提案テーマ ⑤	■ その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(高い知見を活かした創意工夫のある提案がなされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	30 100 15 15 15 15 15	
小計			小計(前編業務に関する事項)	120	
<参考提案>後	後編業務に関する事項				
事務局(機械的	地元経済への配慮		地元企業に関し、共同企業体の構成企業としての出資割合や、協力企業・下請け等の割合等に ついて評価する。	5	
に採点)	経費見積りに関する評価(後編業務)		(最も低い提案者の提案金額/当該提案者の提案金額) ×配点 (10 点)	10	
審査委員	後編業務の実施体制及び業務の進め方等		・後編業務に向けた取組体制及び業務に対する意欲等について、総合的に評価する。 ・旧大沼側の街区とのまちづくりの検討に係る対応の方針や進め方、事業関係者との十分な連絡・調整及び意見の集約・反映の手法、業務期間内に生じた変更事項等への対応等、後編業務全般の進め方について、総合的に評価する。	15	
小計(後編業務に関する事項)					
合計 ※各審査委員の評価点の合計が満点の60%未満の場合は失格とする				150	

[※]配点は審査委員1名当たりの点数を表す。